

任意継続加入者の申出手続きについて

任意継続加入者になるための要件や申出手続き等についてよくお読みいただき、ご理解のうえ申し出てください。

1.「任意継続加入者」とは

加入者が下記**2**の要件を満たす場合、加入者資格喪失後に私学事業団に申し出ることにより引き続き短期給付(休業手当金を除く)及び福祉事業(貸付・貯金事業を除く)の適用を受けられる人を「任意継続加入者」といいます。

2.任意継続加入者になるための要件

- ①加入者期間が退職の日まで**引き続き1年と1日以上**(注)あること。
②退職の日から**20日以内**に私学事業団に申し出ること。
(注)「**引き続き1年と1日以上**」とは具体的には次のような事例です。



※事例で翌年の3月31日退職の場合は「1年」ですから、要件を満たしません。

3.任意継続加入者になれる期間

退職日の翌日から2年間で。ただし、本人の申出により月単位で資格を喪失することができません。また、後期高齢者医療制度や、就職により健康保険制度の被保険者になった場合はその適用日の前日までとなります。

4. 任意継続掛金及び短期給付の給付金の算定基礎となる標準報酬月額

「標準報酬月額」は、つぎの①～②のうちいずれか低い額となります(原則、2年間同じ額)。

- ①退職時の標準報酬月額
②標準報酬月額の上限額

※上限額とは、短期給付の適用を受ける全加入者の標準報酬月額（前年度9月30日時点）を標準報酬月額表の報酬月額に当てはめた場合の標準報酬月額

「任意継続掛金」は、①又は②によって算定するため、原則2年間変わりません。また、被扶養者の有無によって額が変わることはありません。

5.任意継続掛金の納付方法

- ①納付方法には、「毎月納付」「半期ごとの前納」「年度末までの一括納付」があります。後日送付する納付通知書(年度ごとに送付します)を使用してゆうちょ銀行(郵便局)の窓口又はATMから期限内に払い込んでください。ゆうちょ銀行(郵便局)以外の金融機関では払い込みできません。
- ②「毎月納付」の場合、登録口座から振り替えることもできます(口座振替)。振り替えは毎月28日(休業日の場合は翌営業日)の1回限りです。手数料はかかりません。
- ③口座振替を希望する場合は、後日送付する「口座振替依頼書」に必要な事項を記入の上、必ず金融機関で確認印を取り(ゆうちょ銀行の場合は不要)、私学事業団に提出してください。ただし、口座振替の開始までには2～3か月かかります。それまでは「納付通知書」により払い込んでください。振替開始月については別途通知します。
- ④任意継続掛金振替口座に指定できるのは、「登録口座」に限ります。
- ⑤「半期ごとの前納」と「年度末までの一括納付」には一定の割引がありますが、口座振替はできません。

6. 登録口座について

- ①加入者氏名(加入者証に記載の氏名)と同じ名義の本人口座に限ります。
②登録できる口座は普通預金口座のみで、当座預金口座等は登録できません。

7. 被扶養者の取扱い

在職中に被扶養者として認定されている人については、扶養関係に変更がない場合に限り引き続き被扶養者として取り扱いますので、認定申請の手続きは不要です。

8.「任意継続加入者申出書」の提出にあたって(必ずお読みください)

- ①任意継続申出後に発行される書類は申出書の受付から2週間程度で申出書に記入された住所地へ送付します。
- ②マイナ保険証を持っていない等の理由で「資格確認書」が必要な人は、別途「資格確認書交付・再交付 資格情報のお知らせ再通知 高齢受給者証再交付申請書」で申請してください。
- ③3月31日付退職者に限り3月1日より申出書の事前受付をしているため退職日前に任意継続申出後に発行される書類が届く場合があります。
- ④この申出書を提出した後に再就職が決まった場合で、**退職日又はその翌日に他の健康保険の被保険者本人として加入した場合は任意継続加入者になれません**。加入取り下げの扱いとなりますので、「任意継続加入者資格喪失申出書」（送付する「任意継続加入者のしおり」の巻末にも用紙があります）にその旨記入し**資格確認書等のコピー**を付けて私学事業団に提出してください。なお、**健康保険の被扶養者や、国民健康保険の被保険者になる場合は取り下げできません**ので、任意継続加入者として加入した後に喪失を申し出てください。
- ⑤離職の理由が雇止め等の場合、国民健康保険料が軽減されることがあります。保険料等を市区町村に確認し、比較した上で申し出てください。
- ⑥任意継続加入者への給付金は直接送金となります。医療機関からの連絡により手続き不要で支給される給付金もあるため、加入時に必ず「登録口座」の記入をお願いしています。
- ⑦その他の注意事項については、任意継続加入者になったときに送付される「任意継続加入者のしおり」をよくお読みください。

■任意継続加入者制度に関するご質問・ご照会・用紙の請求等

【共済事業本部】
〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 ☎(03)3813-5321(代表)

受付時間 平日 9:00～17:15（祝日・年末年始を除きます。）

【共済業務課】

札幌ガーデンパレス	☎(011)222-6234	大阪ガーデンパレス	☎(06)6393-9701
仙台ガーデンパレス	☎(022)299-6231	広島ガーデンパレス	☎(082)262-1134
名古屋ガーデンパレス	☎(052)957-1388	福岡ガーデンパレス	☎(092)752-0651

各種様式用紙は、私学共済ホームページからもダウンロードできます。
<https://www.pmac.shigaku.go.jp>

資格情報のお知らせ・資格確認書等に記載されている学校記号番号及び個人番号を記入してください。

年・月・日ごとに2マス用いて記入し、1マスで足りる場合は前に0(ゼロ)を記入してください。

資格喪失の時点で、私学事業団に届出している標準報酬を記入してください。

該当する喪失事由の番号・記号を○で囲んでください。「1.イその他」は非常勤、解雇などでその事由をカッコの中に記入してください。

担当者名を記入してください。

記入例

湯島学園を令和〇〇年3月31日付けで退職した私学花子さんは、任意継続加入者の申し出をしました。

加入者等記号・番号：13A9999-01236-00

生 年 月 日：平成6年8月7日

資格喪失時の標準報酬：24等級340,000円

資格喪失の事由の：令和〇〇年3月31日
生 じ た 年 月 日

資格喪失の事由：退職

提出前にご確認ください。 (「□」はチェック用にお使いください)

- ☐ 学校記号番号や個人番号の記入漏れはないですか。
- ☐ 住所の記入漏れはないですか(特に、部屋番号の漏れに注意してください)。
- ☐ 「登録口座」の記入漏れはないですか(記入が必須の項目です。特に、口座番号の漏れに注意してください)。

「住所」欄は、郵便番号(7桁)欄から記入してください。フリガナ欄は漢字住所と同じ内容を記入してください。なお、住所に「・」、「()」、「&」、「」(アポストロフィー)、「」(カンマ)、「/」(スラッシュ)、「I」、「II」のローマ数字は使用できません。
※漢字住所は都道府県名含めて35文字以内に収まるように記入してください。

登録口座は給付金の送金先として使用します。口座振替を希望する方はこの口座が振り替え口座となります。
口座番号は右ついでに記入し、前に0(ゼロ)を記入してください。

氏名を漢字で記入してください。

いずれにも○のない場合は、自動的に「3.毎月給付(口座振替を含む)」となります。

資格喪失報告書

下記のとおり報告します。

令和〇〇年 4 月 10 日

日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿

任意継続加入者申出用

●学校記号番号	21070
県コード 学組 学校番号	21510 13A99999

●個人番号 枝番 加入者氏名

01123600 私学花子

資格喪失時の標準報酬 等級 月額

24 340 5 令

学校法人等所在地	郵便番号(113-8441)
学校法人等名	東京都文京区湯島1-7-5
代表者名	学校法人 湯島学園
事務連絡先電話番号	代表者名 理事長 湯島 一郎
市外局番 局番 番号	市外局番 03 局番 (3813) 番号 5321
担当者氏名	担当者氏名 三井

任意継続加入者申出書

日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿

私は任意継続加入者になることを希望するので申し出ます。

掛金は納期限までに必ず納付します。(未納等により資格喪失した場合、任意継続に加入し直すことはできません。)

退職等の日までの加入者期間が継続して一年と二日以上あることが必要です

令和〇〇年 4 月 10 日 氏名 私学花子

02 郵便番号 7桁 都道府県名 市区町村名

113-9999 漢字 東京 文京区 湯島1-7-3-1102

金融機関名(カタカナで記入してください) 金融機関コード

ユシマ 99999 口座名義人は任意継続加入者本人、預金項目は普通預金とします。

店名(カタカナで記入してください) 支店コード 預金項目

カンダ 999 普通 0034262

記号 再発行コード 番号

1 1 0 1 1

当該「登録口座」は、給付金の受取口座のため、必ず記入してください。また、任意継続掛金の納付方法の「3.毎月給付(口座振替含む)」を選択した人が、口座振替手続きが完了した場合には、毎月の掛金の引き落とし口座(振替口座)として使用します。

なお、給付金の受取口座として公金受取口座(マイナポータルに登録している口座)の利用を希望する場合のみ、右の欄に記入してください。

1.専任でなくなったときや常時勤務に服さなくなったときの「資格喪失の事由の生じた年月日」は、当該事由の生じた前日を記入してください。
2.資格確認書等を滅失等により返納できない場合は、別途「資格確認書返納不能届書」を添付してください。
3.この申出書の提出期限は、退職した日から20日以内です。
4.「公金受取口座」とは、公金受取口座登録制度により給付金等の受け取りのための口座として、マイナンバーとともに国(デジタル庁)に任意で登録している口座のことを指します。利用を希望する場合は、先にマイナポータルで公金受取口座の登録を行ってください。

(この用紙は再生紙を使用しております。)

様式第号(第条関係)

電話番号は、左ついでに記入してください。

給付金の受取口座として公金受取口座(マイナポータルに登録している口座)の利用を希望する場合のみを記入してください。

私学事業団受印

11260 2025.04